

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）という。

(目 的)

第2条 同盟会は、沿線地域における産業振興や観光開発をはじめ経済・文化の動脈として重要な機能を果たしている草津線の複線化の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 建設促進に関する事項
- (2) 建設事業についての調査ならびに連絡調整および協力に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(事 務 局)

第4条 同盟会の事務局は、滋賀県土木交通部交通戦略課内におく。

(組 織)

第5条 同盟会は、別表(1)の職にある委員をもって構成する。

2 同盟会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|--------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名（うち1名を常任理事とする。） |
| 監 事 | 若干名 |

3 会長は、滋賀県知事をあて、副会長および理事、監事は委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は会務を総理し、同盟会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長が指定する副会長がその職務を代理する。

- 3 理事は、主要事項を審議する。常任理事は会長の指揮を受け、会務を担当する。
- 4 監事は、同盟会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 副会長および理事、監事の任期は1年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会および理事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会および理事会の議長は、会長があたる。
- 3 総会は、同盟会の事業計画、予算および決算ならびに同盟会の運営に関する主要な事項を議決または承認する。
- 4 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。
- 5 急務を必要とする場合、その他止むを得ない理由により、総会に付議する暇のないときには、会長は理事会に諮り、その議決をもって総会の議決とみなすことができる。
- 6 前項の議決事項については、次期総会に報告しなければならない。

(顧問および参与)

第9条 同盟会の目的の達成に必要な助言と協力を求めるため、顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が同盟会の同意を得て委嘱する。

(幹事)

第10条 同盟会の運営について連絡調整するため、同盟会内に次の幹事を置く。

- (1) 同盟会の事務に係る重要事項に関し、委員を補佐するための幹事
- (2) 同盟会の事務に係る個別事項に関し、委員を補佐するための幹事

- 2 幹事は、別表(2)の職にあるものをもって構成する。

(会計)

第11条 同盟会の経費は、負担金およびその他収入をもってこれにあてる。

- 2 同盟会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(そ の 他)

第12条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、昭和41年 8月 11日から施行する。

この規約は、昭和42年 8月 5日から施行する。

この規約は、昭和47年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和48年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和49年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和50年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和51年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和51年 6月 2日から施行する。

この規約は、昭和62年 7月 20日から施行する。

この規約は、平成 5年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成 7年 7月 27日から施行する。

この規約は、平成 8年 7月 26日から施行する。

この規約は、平成 9年 8月 29日から施行する。

この規約は、平成10年 8月 10日から施行する。

この規約は、平成13年 7月 9日から施行する。

この規約は、平成14年 6月 14日から施行する。

この規約は、平成15年 7月 28日から施行する。

この規約は、平成16年 6月 8日から施行する。

この規約は、平成17年 2月 1日から施行する。

この規約は、平成17年11月 9日から施行する。

この規約は、平成19年 1月 9日から施行する。

この規約は、平成19年12月 2日から施行する。

この規約は、平成21年 9月 11日から施行する。

この規約は、平成23年 3月 1日から施行する。

この規約は、平成24年 8月 1日から施行する。

この規約は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表(1) 委員及び特別委員

委員

滋賀県知事	甲賀市長
滋賀県副知事	甲賀市議会議長
滋賀県議会議長	湖南市市長
滋賀県議会副議長	湖南市議会議長
滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長	日野町市長
草津市選出県議会議員	日野町議会議員
栗東市選出県議会議員	伊賀市長
甲賀市選出県議会議員	伊賀市議会議長
湖南市選出県議会議員	滋賀県市長会会長
蒲生郡選出県議会議員	滋賀県町村会会長
草津市長	滋賀県市議会議長会会長
草津市議会議長	滋賀県町村議会議長会会長
栗東市長	滋賀県土木交通部
栗東市議会議長	

特別委員

三重県知事

別表(2) 幹事

第10条第1号構成

滋賀県担当次長	甲賀市担当部長
滋賀県南部土木事務所長	湖南市担当部長
滋賀県甲賀土木事務所長	日野町担当部長
滋賀県東近江土木事務所長	伊賀市担当部長
草津市担当部長	
栗東市担当部長	

第10条第2号構成

滋賀県担当課長	甲賀市担当課長
滋賀県南部土木事務所次長	湖南市担当課長
滋賀県甲賀土木事務所次長	日野町担当課長
滋賀県東近江土木事務所次長	伊賀市担当課長
草津市担当課長	滋賀県市長会事務局長
栗東市担当課長	滋賀県町村会事務局長